



消費者向けガイド

認定された移住手続代行業者は、専門家としての基準を満たし、行動規範を順守するとともに入国管理法及びその手続きについて最新の知識を維持する高度な技能を持つ人々です。

代行業者は、移住手続代行業者認定局 OMARA (Office of the Migration Agents Registration Authority) に登録することが義務付けられています。同認定局は、適格な人々のみが移住手続きの補助を行えるように認定する機関です。代行業者が認定されていることを確認するには OMARA のウェブサイト www.mara.gov.au をご覧ください。

移住手続代行業者と行動規範

移住手続認定代行業者は、確実に以下のような行動規範に準拠します。

- ビザ取得の可能性について利用者に正直に伝える。
- 利用者のビザ申請の進捗状況と、それに影響しうる変更点を伝える。
- 営業時間中は連絡がつくようにし、連絡先に変更があればこれを利用者に伝える。
- 法律の範囲内で行動し、利用者の利益を優先するとともにそのプライバシーを守る。
- 利用者の申請に影響しうる利害関係を明らかにし、利害の衝突がある場合には利用者の代理人として行動しない。
- 業務開始前に提供されるサービスの内容、料金とその他費用の見積もりを明記した明細書を提供する。
- 妥当な料金を請求し、前払いの場合には、別の銀行口座にこれを保管する。
- 完了した実際のサービスと支払額を明記したインボイスを利用者に渡す。
- 適時で正確なアドバイスを行い、申請の結果をできる限り早急に書面で知らせる。

苦情

移住手続認定代行業者との間になんらかの問題が生じる場合には、まずは直接に問題解決を試みてください。援助が必要な際は、OMARA にご連絡ください。

OMARA に苦情を届け出ても、あなたのビザ申請には影響しません。

Office of the Migration Agents Registration Authority (OMARA)

OMARA はオーストラリアの法律に基づき以下を行います。

- 移住手続代行業者認定の申請の審査と決定
- 代行業者の継続的な能力開発活動を承認
- 移住手続認定代行業者の行動を監視

- 移住手続認定代行業者に対する苦情の調査と、該当の場合には懲戒措置の実施

OMARA はビザ申請やスポンサーシップの手続の補助をしたり、移住手続認定代行業者に対し料金返却の命令を行ったりすることはできません。

さらに詳しい情報は www.mara.gov.au に掲載されています。

- 行動規範
- 移住手続認定代行業者の利用にあたってのアドバイス

代行業者が認定されていることを確認できる
サイト www.mara.gov.au:

Search for an agent

Search map

Location
eg. country, state, city, town, suburb, postcode

Agent
eg. agent's family name or MARN

Search

More search options Clear